

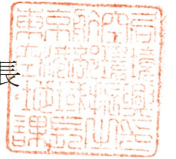


局20-011

東 空 環 第 114 号  
令 和 2 年 9 月 24 日

公益社団法人 日本航空機操縦士協会  
会長 様

国土交通省 東京航空局  
空港部 環境・地域振興課長



### 航空機騒音の軽減について（お願い）

時下 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素より航空行政にご理解を頂くと共に航空機騒音の軽減についてご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

国土交通省では、本年3月から新たな飛行経路の運用を開始したことから、これまで以上に航空機騒音に対する国民の関心が高くなってきております。

当局では年間800件を超える航空機騒音に対する苦情対応を行っており、また、その多くは首都圏におけるヘリコプターや小型固定翼機の上空通過や旋回、ホバリングなどであり、さらに航空局管内関係機関や関係自治体にも依然として多くの騒音に関する苦情が寄せられているところです。

つきましては、法令遵守による安全運航の確保はもとより、航空機騒音に関する苦情の実情を踏まえ、運航者として住宅地域に航空機騒音の影響が集中しないよう、飛行経路の分散、高高度での飛行、河川等民家の上空を飛行しない経路の工夫等、住民の皆様に配慮した騒音軽減運航に努めていただきますようお願い申し上げます。

なお、深夜・早朝帯の運航や長時間の旋回など、航空機騒音の苦情が想定される運航計画等がある場合は、あらかじめ東京航空局又は管轄している空港事務所へお知らせ下さいますようお願いいたします。

#### <参考資料>

- ・平成3年12月6日付け「ヘリコプター運航の安全対策検討会の最終とりまとめ」における「非事業用（自家用）ヘリコプターの運航基準及び整備基準のガイドライン」（抄）
- ・東京航空局、東京空港事務所における航空機騒音苦情の状況